

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 2月 6日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉保護系計器点検の準備作業としての安全処置実施中、「原子炉圧力高」信号のリレー端子に接続されていたジャンパ線に触れた際、接触不良による「原子炉B系自動スクラム」警報の誤発生が認められたため、対応検討	A	2月6日公表済 (PDF16KB)

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（1B）燃料移送ポンプ現場操作箱において、扉のハンドルに折損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
2	2号機	搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（道具箱）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
3	4号機	気体廃棄物処理系排ガス気水分離器出口サンプル除湿器において、冷却装置のフィルタに詰まりの可能性が認められたため、当該除湿器冷却ファン及びフィルタを点検・修理	D	
4	5号機	廃棄物処理系床ドレン脱塩器廻り空気作動弁用計装品の外観点検時、プラント外放出ドレン弁制御用空気電磁弁のフレキシブル電線管に硬化・破損が認められたため、当該電線管及びコネクタを交換	D	
5	5号機	廃棄物処理系廃液中和タンク廻り空気作動弁用計装品の外観点検時、廃液中和ポンプ（B）メカシール元弁他1台の制御用空気電磁弁のフレキシブル電線管に硬化・破損が認められたため、当該電線管及びコネクタを交換	D	
6	5号機	直流250V蓄電池のパイロット・セル定例試験時、蓄電池液の比重に参考値外れが認められたため、当該蓄電池液の比重を点検・調整	対象外	
7	6号機	廃棄物処理系床ドレン中和タンク（B）ボトムノズル洗浄弁等の点検時、弁駆動部ブッシュ部及びベント孔等よりエアリーク（3台）が認められたため、当該部内部部品を修理	D	
8	6号機	原子炉冷却材浄化系フィルタスラッジ計量タンク（B）戻り弁等の点検時、弁駆動部ブッシュ部及びベント孔等よりエアリーク（3台）が認められたため、当該部内部部品を修理	D	
9	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置送風機（8C-A）の点検時、駆動用電動機のプーリーベルト溝及びプーリーキーに摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置送風機（8C-B）の点検時、駆動用電動機のプーリーベルト溝及びプーリーキーに摩耗等が認められたため、当該部を修理	D	
11	6号機	制御棒駆動水ポンプ（B）における赤外線診断実施時、反カップリング側メカシールカバーの温度に前回の診断時より+7度Cの上昇が認められたため、対応検討	対象外	
12	6号機	原子炉再循環系M-Gセット建屋屋上において、コンクリートパネル（2箇所）に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン潤滑油クーラー（B-A）冷却水側のフロアガラス内に異物らしきもの（3cm×1cm）の混入が認められたため、対応検討	C	
14	6号機	プロセス放射線モニタのタービングランドシール蒸気サンプリング装置出口フィルタにおいて、汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
15	その他	水処理設備真空ポンプ（B）シール水入ロストレーナにおいて、フランジガasket部より水のリーク（1滴/1秒）が認められたため、当該ガasketを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで